

学 位 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

1. 申請者氏名	島田 郁子
2. 審査委員	主 査：（鳴門教育大学特任教授）頃 安 利 秀 副主査：（岡山大学教授）小 川 容 子 委 員：（兵庫教育大学教授）新 山 眞 弓 委 員：（上越教育大学教授）松 本 健 義 委 員：（鳴門教育大学教授）内 藤 隆
3. 論文題目	近森一重の音楽教育理論の研究 －音楽教育における「実践の論」の構築と深化を中心に－
4. 審査結果の要旨	教科教育実践学専攻芸術系教育連合講座 島田郁子 から申請のあった学位論文について、兵庫教育大学学位規則第16条に基づき、下記のとおり審査を行った。 論文審査日時：令和3年2月20日（土）14時00分～14時45分 場 所：兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス講義室2 1. 学位論文の構成と概要 序論 第1節 本研究の目的と意義 第2節 先行研究の検討 第3節 本研究の構成と研究方法 第1部 音楽教育実践者としての近森一重 第1章 若き近森一重の「学び」の足跡 第1節 第Ⅰ期 第四臨時教員養成所卒業まで（1903～1925） 第2節 大正期における音楽教育の特徴 第2章 汐見尋常高等小学校唱歌訓導としての実践 第1節 第Ⅱ期 尋常高等小学校訓導時代（1925～1940） 第2節 保管されていた汐見尋常高等小学校の史料から 第3節 汐見尋常高等小学校での授業実践 第3章 日本教育音楽協会役員としての活動 第1節 日本教育音楽協会と同声会 第2節 機関誌『教育音楽』の「本会記事」から 第4章 実践から形成された近森の戦前における音楽教育観 第1節 青柳善吾との関係 第2節 音楽教育観の形成と展開 第2部 戦後音楽草創期における近森一重 第5章 近森の任官と『昭和22年 学習指導要領 音楽編（試案）』作成の経緯 第1節 第Ⅲ期 視学から『昭和22年 学習指導要領 音楽編（試案）』作成まで（1940～1947） 第2節 視学として 第3節 暫定教科書作成 第4節 『昭和22年 学習指導要領 音楽編（試案）』作成の経緯

第5節	近森の役割
第6章	『昭和26年改訂版学習指導要領 音楽科編（試案）』作成と近森
第1節	第IV期『昭和26年改訂版学習指導要領 音楽科編（試案）』
第2節	CIE 会議録の中の近森
第3節	音楽教育者としての近森
第7章	戦後における近森の音楽教育観
第1節	戦後の著書からみた近森の音楽学習指導法
第2節	近森が提唱した「音楽学習経験の組織」
第3節	戦前から引き継がれ深化した戦後の近森の音楽教育観
附節	文部省退官後の近森
第3部	近森の音楽教育理論に基づく音楽授業実践の構想
第8章	近森の「実践の論」を現代に生かす
第1節	近森からの示唆
第2節	近森の「実践の論」に基づく音楽授業構想
結論	
第1節	近森の音楽教育観 — 「実践の論」 —
第2節	近森が現代の音楽教育に示唆するもの
第3節	今後の展望

本研究では、近森一重という人物が、どのような経歴を経て、どのような音楽教育観を持ち、何を成し遂げたのかを明らかにし、そこから生まれた音楽教育理論から、現代の学校音楽教育への示唆を得ることを目的としている。その上で、近森の音楽教育論に基づく音楽授業の実践化を図り、授業計画を作成して実践を行い、授業改善を図るところに本研究の意義があるとしている。

本論文は、全部で3部8章構成を取っており、第1部では実践者としての近森について、第2部では行政官となつてからの近森について、第3部はそれまでの論述を受けて筆者が音楽科の学習指導案を作成し、近森が築いた音楽教育理論が、現代の小学校音楽科授業において、どのような示唆をもたらすことができるのかを考察している。

第1章では、近森が学生としての期間に、当時の実践の先端を行く真篠俊雄や青柳善吾から、児童中心主義の考えに立った唱歌教育の理念や方法について直接学ぶことができたことが述べられている。

第2章では、唱歌訓導として東京市汐見尋常高等小学校に勤務し、当時校長であった川井立から唱歌訓導としてまた教育者としての在り方について大きな影響を受けながら、授業実践を行ったことについて述べている。

第3章では、当時の東京音楽学校校長であった乗杉嘉壽に、日本教育音楽協会の評議員として推薦された近森が、汐見尋常高等小学校唱歌訓導の4年目から日本教育音楽協会役員として、音楽教育を振興するための様々な活動や、教材分析の力を向上させる大きな要因ともなる唱歌集や教科書の編纂を行ったこと、またその中で人脈を広げ、学校音楽教育の今後を語れるかけがえのない同士を得たことが述べられている。

第4章では、近森の戦前の実践から形成された音楽教育観と、東京高等師範学校附属小学校訓導であり、さらに第四養成所で中等学校音楽教師の養成に携わっていた青柳善吾との関係を中心に述べている。その中で、近森は学習者中心の授業がどうあるべきかを理論づけ、「学習者の学びに即した系統的な基礎練習」「教授事項の有機的統一」「学習者に『発見』を促す指導の工夫」という三つの「軸」を見出し、そこに音楽と学習者を結ぶために教師が「舵取り」という観点を交えた「実践の論」として、彼の音楽教育観が形成されていったことが述べられている。

第5章では、近森が1939（昭和14）年に、東京市教育局の視学課第二教務掛嘱託員の視学事務嘱託となり、さらに1943（昭和18）年に東京都視学に任官してからのことが述べられている。戦後、『学習指導要領音楽編 昭和22年度（試案）』（COSⅠ）が1947（昭和22）年6月に発行されることになるが、近森も委員の一人となり、COSⅠ作成に深く関わっていたことが書かれている。

第6章では、音楽科における『昭和26年度改訂版学習指導要領音楽科編（試案）』（COSⅡ）の作成に、近森は音楽担当の文部事務官として担当し、CIE（民間情報局）と直接交渉する立場にあり、COSⅡ作成の中心となり、戦後の音楽教育出発のために、自分や作成委員の要望を粘り強く訴え交渉し実現していったことが述べられている。

第7章では、戦後、近森が著した5冊の音楽教育書を分析し、彼の戦後の音楽教育観について述べている。戦前の「実践の論」は、戦後アメリカから導入された単元学習の理論を咀嚼し、深化を遂げており、このうち「学習者の学びに即した系統的な基礎練習」は、戦前から戦後にかけても変わっていない重要な「軸」であることが述べられている。

第8章では、著者自ら近森の音楽授業理論に基づいた音楽授業実践を構想し実践を行い、それを、①学習者の学びに即した系統的な基礎練習（音楽の技能習得）②能動的な経験の有機的組織（学習経験内容の選定と排列）③学習者の「発見」を促し、興味を持続させる教師の工夫（指導の実際案）の三つの軸と、④学習者の心理を加味した授業の「舵取り」（授業の展開と運営）の一つの観点に照らし合わせて検証を行い、この三つの「軸」が授業展開を支え、現行の学習指導要領に示された、目標とする資質・能力である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を高めるために有効であることを明らかにした。また、教師がそれぞれの場面での学習目標を把握することで、方向性を見失わずに流れに沿った「舵取り」が可能になることが分かった。

以上のことから、本研究により、近森一重の音楽教育理論は時を経て期が熟した正に現代の学校音楽教育において、学習者と音楽と教師を結ぶ観点について大きな示唆を与えてくれるものであると結論づけている。

2. 審査経過

審査に先立ち、13時から14時まで公聴会を行い、審査委員全員が論文についての発表を聴講し質疑応答が行われた。その後引き続き審査会が行われ、次の点について協議が行われた。

① 研究目的の妥当性と論文構成の整合性

本研究の目的は、戦後の三つの学習指導要領（試案）の作成に関わっていた近森一重という人物を通して、具体的にどのような音楽教育実践や音楽教育に係る仕事をしたかを知っていくことで、彼がどのような音楽教育観を形成していったか、そして彼の音楽教育理論が現代の学校音楽教育に示唆するものを得ようとするものである。論文構成は3部8章から成り、第1部では実践者としての近森を、第2部では行政官となつてからの近森について明らかにし、第3部ではそれまでの論述を受け、近森の音楽授業理論に基づいた音楽授業実践を構想し実践を行い、その結果を分析し、近森の音楽教育理論に則した考察を行い、今後の音楽教育実践について示唆を得るという構成になっており、研究目的との整合性が取れている。

② 研究の独創性と発展性

近森の業績について言及した研究はこれまでいくつか存在していたが、特に近森がということについて詳細に研究した先行研究は非常に少ない。その中で、近森の戦前の音楽教育観が、三つの「軸」と一つの観点を有した「実践の論」として形成されていたことを明らかにしたところに独創性があり、このことが現代の音楽授業においても有効であり、授業実践の発展につながるものと認められる。

③ 教育実践への貢献

近森の音楽教育理論の三つの軸、①学習者の学びに即した系統的な基礎練習（音楽の技能習得）②能動的な経験の有機的組織（学習経験内容の選定と排列）③学習者の「発見」を促し、興味を持続させる教師の工夫（指導の実際案）が授業展開を支え、現行の学習指導要領に示された、目標とする資質・能力である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を高めるために有効であることを明らかにしたこと、そして④学習者の心理を加味した授業の「舵取り」（授業の展開と運営）により、教師が方向性を見失わずに流れに沿った「舵取り」が可能になることが分かった。よって、現代の学校音楽教育においても、学習者と音楽と教師を結ぶ観点について大きな示唆を与えてくれるものであり、教育実践への貢献があると認められる。

3. 審査結果

以上により、本審査委員会は島田郁子の提出した学位論文が博士（学校教育学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、全員一致で合格と判定した。